○総務省令第百七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条及び第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）」を「第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）」に、「第二節の八　標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）」を「第二節の八　標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）」に、「第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）」を「第二節の八の二　移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）」に改める。

「第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備」を「第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備」に改める。

第三十七条の二十七の七中「地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

「第二節の八　標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備」を「第二節の八　標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備」に改める。

第三十七条の二十七の九中「地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

「第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備」を「第二節の八の二　移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備」に改める。

第三十七条の二十七の十一の二中「マルチメディア放送（」及び「に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）」を削る。

第三十七条の二十七の十一の三第二号中「第四章第二節に規定する」を「第四章第二節に定める」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第四章第一節に規定する」を「第四章第二節に定める」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものの場合は、別図第四号の八の五に示す許容範囲内にあること。

第三十七条の二十七の十九第三項第一号中「第六章第二節に規定する」を「第六章第二節に定める」に改め、同項第二号中「第六章第三節に規定する」を「第六章第三節に定める」に改め、同項第三号中「第六章第四節に規定する」を「第六章第四節に定める」に改め、同項第四号中「第六章第五節に規定する」を「第六章第五節に定める」に改める。

「

1　固定局、陸上局及び移動局（注18、19、20）	
(1)　54MHzを超え70MHz以下のもの	
ア　1W以下のもの	20
イ　1Wを超えるもの	10
(2)　その他の周波数のもの	20
2　無線測位局	50
3　地上基幹放送局	20
4　標準周波数局	0.005
5　アマチュア局	500
6　地球局及び宇宙局	20
7　特定小電力無線局	20

」を

1　固定局、陸上局及び移動局（注18、19、20）	
(1)　54 MHzを超え70MHz以下のもの	
ア　1W以下のもの	20
イ　1Wを超えるもの	10
(2)　その他の周波数のもの	20
2　無線測位局	50
3　地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送局（注21、51）を除く。）	20
4　標準周波数局	0.005
5　アマチュア局	500
6　地球局及び宇宙局	20
7　特定小電力無線局	20

」

別表第一号の表中

局及び移動局（注18、19、20）	
超え70MHz以下のもの	
のもの	20
えるもの	10
波数のもの	20
	50
局	
地上基幹放送を行う地上基幹放送局（注21、51）	1Hz
上基幹放送局	20
	0.005
	500
宙局	20
線局	20

」

に改め、同表六の項無線局の欄5(1)中「マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送局（注21、51）を除く。）」を「移動受信用地上基幹放送局（注21、51）」に改める。

別表第一号注21(1)中「デジタル放送」の次に「（デジタル放送の標準方式第二章に定めるものに限る。）」を加え、同注(2)及び(3)中「テレビジョン放送」を「デジタル放送の標準方式第三章に定める放送」に改め、同注(4)中「マルチメディア放送のうち」を削り、「第四章第二節又は第三節に定める」を「第四章第三節に定める」に改め、同注(5)中「マルチメディア放送のうち」を削り、「第四章第二節又は第三節に規定する」を「第四章第三節に定める」に改め、同注(6)中「マルチメディア放送」を「デジタル放送の標準方式第四章に定める放送」に改め、同(6)ア中「第四章第一節に規定する」を「第四章第一節又は第二節に定める」に改め、同(6)イ中「第四章第二節に規定する」を「第四章第三節に定める」に改め、同表注49中「他の地上基幹放送局（テレビジョン放送を行うもの」を「他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第三章に定める放送を行うもの」に、「近接する地上基幹放送局（同章に定める放送を行うもの」を「近接する地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第四章第一節に規定する」を「他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める」に、「近接する地上基幹放送局（同章第一節又は第二節に定める」を「6の項中5(1)」を「5の項3(1)及び6の項5(1)」に、「(7)ア」を「(6)ア」に改める。